

# 民有地緑化支援事業

新潟市の都心部の緑を増やすことを目的として、  
民有地の緑化費用の一部を補助します。



地上  
緑化



対象



壁面  
緑化



屋上  
緑化

既存の緑化施設の  
再整備も対象！



緑化の考え方やポイントを

## 新潟都心民有地緑化ガイドライン

にまとめています。あわせてご覧ください。

# 民有地緑化支援事業の内容

多くの人の目に入りやすい場所を優先的に緑化して、緑あふれるまちなみをつくりましょう。

## 公開性のある緑化が対象です

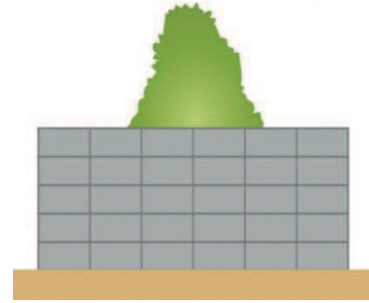
- 構造物で植栽が隠れておらず、敷地、建築物が面する道路から容易に見ることができる、または、一般の人が自由に立ち入ることができる場所での緑化が補助対象です。



道路から容易に見ることができる



一般の人が自由に立ち入ることができる



ブロック塀やフェンス等の構造物で植栽が隠れていると対象になりません

## 補助金額

一敷地当り 最大 200 万円

補助率	緑化方法ごとの上限額	
2/3 既存の植栽基盤を使用する場合：1/3	地上緑化	100万円
	壁面緑化	200万円
	屋上緑化	200万円

※補助金額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てます。

## 補助対象経費

- 以下の購入費及び施工費が対象です。
  - ▶ 植栽費 (例：植物、土 等)
  - ▶ 植栽基盤整備費 (例：植栽ます、プランター 等)
  - ▶ 灌水施設整備 (例：散水栓、給水管 等)
  - ▶ 表示板の設置費

### ×対象外

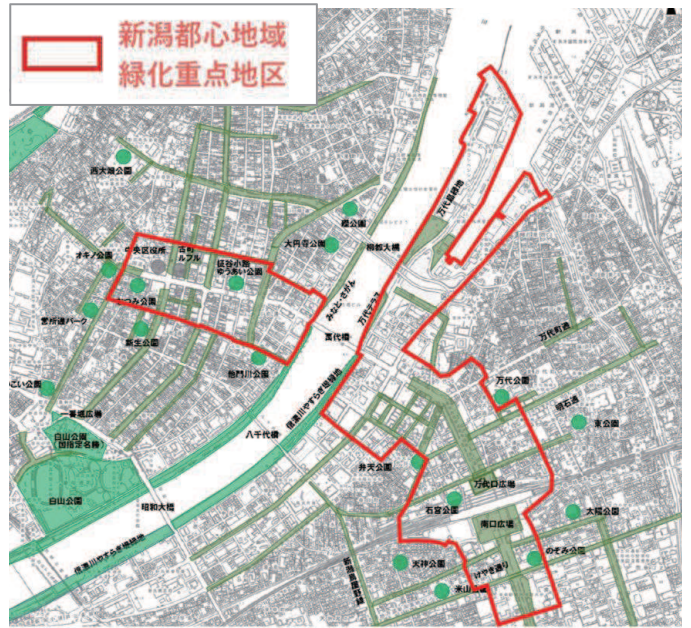
- ・既存構造物のほか、土や草木の移植費、撤去費
- ・ベンチ、テーブル、照明器具などの修景施設の購入費及び施工費
- ・維持管理の範疇と判断される経費



## 対象区域

- **新潟都心地域緑化重点地区内、**  
及びその外縁に接している敷地。

令和4年7月に、都市再生緊急整備地域を「新潟都心地域緑化重点地区」に指定しました。この地区では、行政をはじめ、市民や事業者などの多様な主体が総合的に緑化に取り組むことにより、緑豊かな都市空間の実現を目指します。



## 対象者

- 敷地、建築物の所有者又は管理者。
- 敷地、建築物の所有者又は管理者の承諾を得た方。

テナント事業者の方なども  
ご活用いただけます。

## 最低緑化面積

- **5 m<sup>2</sup>以上の緑化が補助対象です。**  
※地上緑化、壁面緑化、屋上緑化の面積の合計です。
- **植栽基盤としてプランターのみを使用する場合は、5 m<sup>2</sup>未満であっても、1基あたり50ℓ以上かつ堅ろうで容易に移動できないものを2基以上使用する場合は補助対象となります。**



## その他の主な条件等

- 申請時に未着工かつ申請年度の2月末までに工事及び実績報告が完了すること。
- 新たに植栽基盤を整備する場合は、国、県、市その他公共機関等より補助対象が重複する補助金、交付金等を受けていないこと。
- 既存緑化施設を再整備する場合は、原則本事業又は本事業以外の補助金、交付金等を受けたものでないこと。
- 本制度を利用したことを示す表示板を設置すること
- 事業完了後5年間は適切な維持管理を実施するとともに、それ以降も適切な維持管理に努めること。
- 市から要請があった場合には、経過報告に協力すること。  
※表示板は、本市が指定する仕様に沿って設置してください。  
※適切な維持管理を実施していない場合、申請者に対して補助金の全額または一部返還を求める場合があります。

## 草花の購入費を補助します

民有地緑化支援事業を活用して緑化を行った方は、整備後5年間に限り、「緑化活動推進事業」を活用して、草花の苗等の購入費の補助を受けることができます。  
美しい植栽の維持管理にぜひお役立てください。

- 補助金額 上限額：5万円、補助率：10/10
- 補助対象経費 植栽及び維持管理等を実施する草花の苗、種及び球根の購入費。

# 手続きの流れ

申請者

新潟市

## ①事前相談

- ・基本設計が固まる前など、計画段階からお気軽にご相談ください。

事前相談の受付、申請書類の交付

## ②交付申請書の提出

- ・必要書類を添付し、ご提出ください。

現地調査、書類審査

## ③緑化工事

- ・緑化工事は、原則として「交付決定通知」後に着工してください。
- ・着工後に事業内容を変更する場合は、変更交付申請書を提出してください。

交付決定通知

変更交付決定通知

## ④工事完了と事業実績報告書の提出

- ・交付申請した年度の2月末までに工事完了と実績報告書の提出が必要です。

現地確認

交付確定通知

## ⑤維持管理

- ・適切な維持管理を行ってください。
- ・整備後5年間は、維持管理を怠っていたことが明らかの場合、申請者に対して補助金の全額または一部返還を求める場合があります。

助成金交付

- ・申請者が指定した銀行口座に補助金を振り込みます。

現地確認・年次報告依頼

問い合わせ先  
(申請書類提出先)

新潟市 土木部 みどりの政策課

〒951-8550 新潟市中央区学校町通1番町602番地1

TEL: 025-226-3065 FAX: 025-222-7324



詳細は、新潟市ホームページをご覧ください。